

市・県民税と所得税の申告

市・県民税の申告

市税務課
(市役所2階)
市民税係
☎22-1411
(内線204)

申告のご案内



市・県民税の申告が必要と思われる人には、「申告のご案内」を郵送します。申告書は、申告の受付会場に用意いたしますので、その場で作成できます。事前に申告書が必要な場合は、市税務課(市役所2階)・支所・各出張所へお申し出ください。

市では、納税相談を兼ねた申告受付を、左の日程で行います。「申告のご案内」の送付がなかった人でも、最寄りの会場へお越しください。

なお、税務署で所得税の確定申告(このページ下をご覧ください)をする人は、市・県民税の申告をする必要はありません。

申告に必要なもの

「申告のご案内」
平成13年中の所得が明らかになるような書類(源泉徴収票、事業・不動産などの収支明細書、支払調書など)

所得控除の対象となるものに関する書類(医療費、雑損控除の対象となる各種領収書、生命保険や損害保険の支払証明書)

配偶者(特別)控除を受ける人については、配偶者の所得が確認できる書類など
農業所得標準計算書(2月8日金までに送付します)

年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、必ず税務署で申告くださるようお願いいたします。

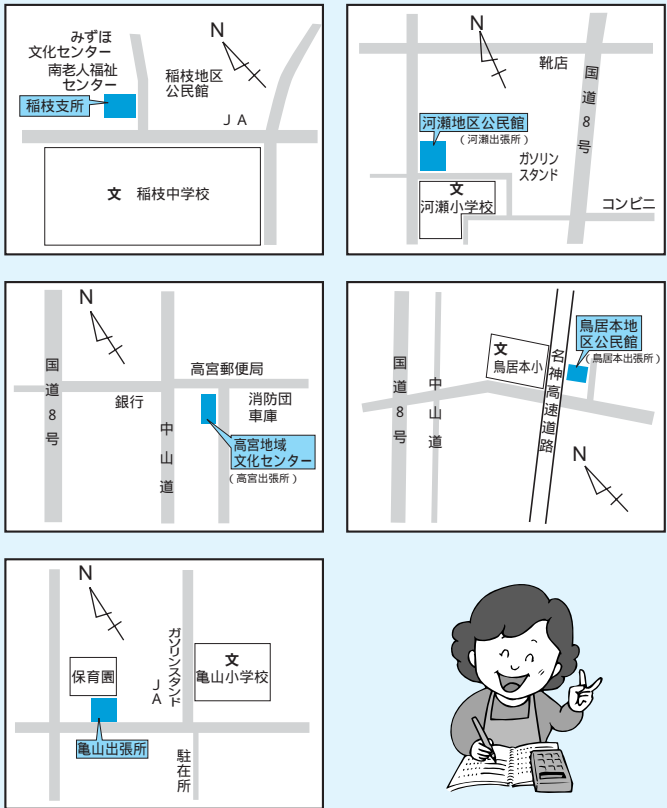
住宅借入金等特別控除を受ける譲渡所得がある
青色申告をする
初めて事業所得を申告する
税務署から申告書が送付された

月日	会場	受付時間
2月18日(月)～2月22日(金)	稲枝支所(左図①)	9:00～12:00 13:00～16:00
2月25日(月)		9:00～12:00
2月26日(火)	河瀬地区公民館(左図②)	9:00～12:00 13:00～16:00
2月27日(水)		13:00～16:00
2月28日(木)	高宮地域文化センター(左図③)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月1日(金)	鳥居本地区公民館(左図④)	13:00～16:00
3月7日(木)		9:00～12:00
3月8日(金)	亀山出張所(左図⑤)	13:00～16:00
3月12日(火)～3月15日(金)	稲枝支所	9:00～12:00 13:00～16:00

※2月26日(火)～3月11日(月)は、稲枝支所での受付は行いません。

月日	会場	受付時間
2月18日(月)～3月15日(金)	市税務課(市役所2階)	9:00～12:00 13:00～17:00

※土・日曜日は受付できません。



この社会 あなたの税が

いきている



所得税の確定申告

彦根税務署
☎22-7640

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付するしくみになっています。確定申告が必要な人で、期限までに申告しなかったり、誤った申告をすると、延滞税や加算税がかかることもありますので、ご注意ください。

市・県民税の申告と所得税の確定申告期間は、2月18日(月)から3月15日(金)までです。期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。早めに申告をお済ませください。



自書申告です

税務署では、納税者の皆さんが、確定申告書や収支計算書・決算書を自分自身で作成していただくよう呼びかけています。申告書は前年の控えや「確定申告の手引き」などを参考に作成してください。

なお、申告書は、コンピュータで直接読み取りますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。源泉徴収票などの添付書類は申告書の第二表の裏面にはつってください。決算書などは、申告書の間に挟み込むか、クリップ止めしてください。

申告が必要なものは

事業所得や不動産所得など、給与

定率減税実施中

平成13年分の所得税については、定率減税が実施されています。計算時には控除もれにご注意ください。

税金が戻ります

確定申告の義務がない場合でも、次のような人は確定申告をすることによって、所得税が戻ることがあります。(ただし、源泉徴収税額があるときに限ります。)

年金や給料の源泉徴収税額が多すぎる人や退職等のため年末調整を受けていない人
給与所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受ける人

所得が少ない人で、配当所得、原稿料等の源泉徴収されている収入がある人
こつした還付を受けるための申告は、申告期間前でも受け付けています。早めに税務署で申告してください。

農家の皆さんも収支計算が必要です

「野菜・果樹などの作物等の所得標準」が今回の申告から廃止され、収支計算が必要です。領収書や出荷伝票などをもとに、収支内訳書を作成してください。

にせ税理士にご注意!!

確定申告の時期になると、税理士の資格のない者が申告書の作成などを請け負うことがあります。

こつした「にせ税理士」は、法律に違反しているだけでなく、依頼者に迷惑をかけることもあります。ご注意ください。

月日	会場
2月18日(月)～3月5日(火) (土・日曜日は除く)	彦根商工会議所
2月19日(火)・同20日(水)	稲枝商工会館
3月1日(金)	J A 東びわこ河瀬支店
3月4日(月)	高宮地域文化センター

相談時間は、いずれも
10:00～12:00
13:00～16:00

申告会場

期間中、税務署では申告の会場を開設しています。(土・日曜日は除く)また、左のとおり税理士による相談を受け付けてますのでご利用ください。

